

2011 年度成蹊法科大学院入学試験 民事訴訟法

問題 1

- (1) 自由心証主義と証明責任の関係について説明しなさい。
- (2) 民事訴訟法 114 条 1 項は、「確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する。」と規定している。この規定の意味するところを説明しなさい。

問題 2

XがYに600万円の貸金返還請求の訴えを提起した。この訴訟ではYは「借りた覚えはない」とのみ主張していた。証人尋問において、証人Aは「Yが600万円をXから借りたのは知っているが、後にYがXにその600万円を返した際に立ち会った」と証言した。集中証拠調べの直後の口頭弁論で、裁判所は両当事者に追加の主張がないかと確かめたところ、双方とも追加の主張はないと答えた。そこで、裁判所は弁論を終結した。裁判所は、Yが確かに600万円を借りたとの心証を得ていたが、証人Aの証言は信頼するに値するとの心証も得ていた。この場合、裁判所はこの証人Aの証言から得られた事実を判決に反映するべきかどうかについて論じなさい。